

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成15年8月8日、同年12月15日、16年8月10日、同年12月15日及び17年8月10日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑥から⑩までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成15年8月は28万円、同年9月から16年6月までは26万円、同年8月、同年10月、17年4月、同年5月及び同年7月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年8月10日  
⑥ 平成15年8月1日から16年7月1日まで  
⑦ 平成16年8月1日から同年9月1日まで  
⑧ 平成16年10月1日から同年11月1日まで  
⑨ 平成17年4月1日から同年6月1日まで  
⑩ 平成17年7月1日から同年8月1日まで

申立期間①から⑤までについて、私が所持している賞与支払明細書では、A株式会社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

申立期間⑥から⑩までについて、私が所持しているA株式会社の給与支払明細書に記載されている給与額と標準報酬月額が相違しているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録が無いこと、及び申立期間⑥から⑩までに係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額又は標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準賞与額又は標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準賞与額又は標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支払明細書及びB株式会社から提出された賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から⑤までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間①は平成15年8月8日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は16年8月10日、申立期間④は同年12月15日、申立期間⑤は17年8月10日とすることが相当である。

なお、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑥から⑩までに係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年8月は28万円、同年9月から16年6月までは26万円、同年8月、同年10月、17年4月、同年5月及び同年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑥から⑩までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、当該期間に係る報酬月額について社会保険事務所に対して誤って届け出たこと、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日、同年12月15日及び17年8月10日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年8月10日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年8月10日

私は、申立期間①から⑤までについて、A株式会社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑤までについて、B株式会社から提出された賞与支給試算資料により、申立人は、当該期間に係る賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③から⑤までに係る標準賞与額については、上記賞与支給試算資料により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、

15万円とすることが妥当である。

また、申立期間③から⑤までに係る賞与の支給日については、B株式会社の回答から、申立期間③は平成16年8月10日、申立期間④は同年12月15日、申立期間⑤は17年8月10日とすることが相当である。

なお、申立期間③から⑤までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、B株式会社は、申立人の当該期間の賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び②について、申立人は賞与支払明細書等を所持していない上、B株式会社は、当該期間の資料は残っておらず、申立人への賞与の支給及び厚生年金保険料控除の有無は不明である旨回答していることから、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3509

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3510

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を平成5年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月21日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月21日にC株式会社からA株式会社に転籍したものの、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの回答、同僚の証言及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの元人事担当者は、A株式会社がC株式会社から分社し独立した際に同社から転籍した従業員は、全員が一日の空白も無く継続して勤務したとしている上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を誤ったと思われる旨証言している。

さらに、株式会社Bは、保険料控除が確認できる資料は無いが、当時も本社一括で給与計算を行っていたので、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである旨回答している。

一方、オンライン記録によると、A株式会社は、平成5年10月1日（現在は、平成5年9月21日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同社は昭和60年3月30日に設立されていることが確認

できることから、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成5年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A株式会社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1896

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から同年 9 月まで

夫は、国民年金に加入すべき期間の国民年金保険料は全て納付しており、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納付できないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 4 月 30 日に払い出されており、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推察される所、A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年 3 月 13 日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は既に亡くなっている上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の義姉は、申立人の両親が国民年金の手続を全て行っていたと述べているところ、両親は既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等について確認することができない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1897

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年8月まで

私の国民年金については、元妻が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納になっていることに納付できない。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の元妻が加入手続を行い、保険料を納付していたと述べているが、申立人の元妻に対して申立期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間に係る国民年金の加入手続が行われたことはうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料の納付書は発行されておらず、制度上、保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1898

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から6年7月までの期間及び同年10月から8年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から6年7月まで  
② 平成6年10月から8年7月まで

私は、平成8年8月の婚姻を契機に、金銭的に余裕があるうちに、これまで未納だった国民年金保険料を納付しておこうと思い、A社会保険事務所（当時）に出向き、申立期間の保険料として現金で40万円から50万円ぐらいを納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B市の住民情報システムによれば、申立人に係る国民年金被保険者資格の新規取得処理及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更処理は平成8年12月20日に一括して行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年12月頃に行われ、国民年金被保険者資格を3年8月1日に遡及して取得したものと推認され、当該加入手続が行われた時点で、申立期間①及び申立期間②のうち6年10月の国民年金保険料は、時効のため納付することができない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した時期などの記憶が定かではない上、B市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によれば、申立期間は保険料の未納期間とされており、当該記録はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3507

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月頃から 48 年 11 月頃まで  
私は、申立期間において、有限会社Aが経営していた事業所に勤務していた。同僚は同社の厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び有限会社Aが経営していた事業所の所在地を申立人が具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社Aは昭和 50 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に亡くなっている上、同社の商業登記簿謄本において確認できる現在の事業主に照会したが、関係書類は保管しておらず、申立人の申立期間当時の具体的な厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に有限会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者のうち、所在が確認できる9人に対して照会を行ったところ、回答があった5人のうち3人は申立人を覚えていないとしている上、申立人を覚えているとした2人からも、申立人の主張を裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3508

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月頃 から 49 年 3 月頃 まで

私は、A事業所に昭和48年6月頃から49年3月頃まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するA事業所の所在地は、同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の証言と一致している上、申立人は、申立期間当時の勤務内容を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は既に閉鎖しており、同事業所の商業登記簿は見当たらず、元事業主を特定することができないことから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる二人に照会を行ったところ、二人の回答からは、申立人の主張を裏付ける具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3513

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から29年5月2日まで  
私は、申立期間の脱退手当金を受給していない。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約8か月後の昭和30年1月7日に支給決定された旨の記載が、その根拠となる条文を示す「法69」の記載とともに確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人に対して脱退手当金が支給されたことをうかがわせる「脱退手當金」の押印が確認できる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設（昭和36年11月）前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、申立人に厚生年金保険の加入歴が無いことを踏まえると、脱退手当金を受給していることに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。